

覚えていますか？

自転車のルール・マナー

～もう一度確認してみましょう～

ルール1 信号に従わなければなりません

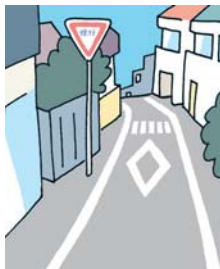
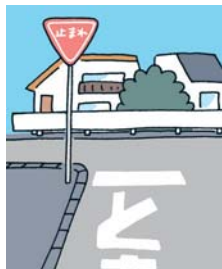
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車	×	○
歩道を通行している普通自転車	×	○

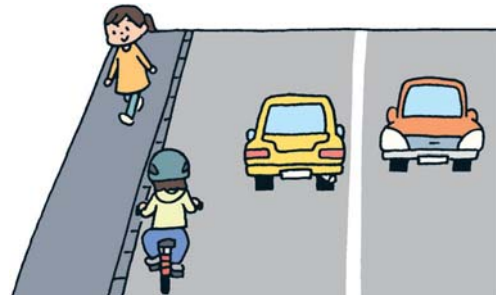
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車	○	×
歩道を通行している普通自転車	×	○

ルール2 道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに停止できるような速度で通行するなどして、安全を確認しなければなりません



ルール3 車道と歩道がある道路では、原則、車道を通行しなければなりません



歩道を通行することができる場合

🚲 道路標識・標示で指定されているとき

🚲 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき



自転車及び歩行者専用道路標識

🚲 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



ルール4 車道を通行するときは、左側を通行しなければなりません

進路を変更するときは後方を確認しましょう



ルール5 歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できるような速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければなりません